

議事日程(第2号)

平成30年3月7日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案訂正について(議案第9号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について)
- 日程第2 議案第2号 平成29年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第3 議案第3号 平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第4 議案第4号 平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第5号 平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第6号)
- 日程第6 議案第6号 平成29年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第7 議案第7号 平成29年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第8号 平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第9号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 高鍋町消防団条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 特別会計設置条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 高鍋町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第16号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第17号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第18号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第19号 高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第20号 高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第21 議案第21号 教育関係使用料条例の一部改正について
- 日程第22 議案第22号 高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第23号 高鍋町歴史総合資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第24号 高鍋町指定有形文化財黒水家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第25号 高鍋町ねたきり老人等介護手当支給条例の全部改正について
- 日程第26 議案第26号 高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 平成30年度高鍋町一般会計予算
- 日程第28 議案第28号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第29 議案第29号 平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 平成30年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第32 議案第32号 平成30年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第33 議案第33号 平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第34 議案第34号 平成30年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第35 議案第35号 平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第36 議案第36号 平成30年度高鍋町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案訂正について（議案第9号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について）
- 日程第2 議案第2号 平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第3 議案第3号 平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議案第4号 平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第5号 平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議案第6号 平成29年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第7号 平成29年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第8号 平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第9号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 高鍋町消防団条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について

- 日程第13 議案第13号 特別会計設置条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 高鍋町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第16号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第17号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第18号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第19号 高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第20号 高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 教育関係使用料条例の一部改正について
- 日程第22 議案第22号 高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第23号 高鍋町歴史総合資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第24号 高鍋町指定有形文化財黒水家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第25号 高鍋町ねたきり老人等介護手当支給条例の全部改正について
- 日程第26 議案第26号 高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 平成30年度高鍋町一般会計予算
- 日程第28 議案第28号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第29 議案第29号 平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 平成30年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第32 議案第32号 平成30年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第33 議案第33号 平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第34 議案第34号 平成30年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第35 議案第35号 平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第36 議案第36号 平成30年度高鍋町水道事業会計予算

出席議員（16名）

1番	池田 堯君	2番	水町 茂君
3番	山本 隆俊君	5番	津曲 牧子君
6番	岩村 道章君	7番	岩崎 信や君
8番	緒方 直樹君	10番	柏木 忠典君
11番	後藤 正弘君	12番	中村 末子君
13番	黒木 博行君	14番	黒木 正建君
15番	春成 勇君	16番	八代 輝幸君
17番	青木 善明君	18番	永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君
 議事調査係長 矢野 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	児玉 洋一君
教育長	……………	島埜内 遵君	教育委員長	……………	黒木 知文君
農業委員会会長	……………	坂本 弘志君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………			……………	河野 辰己君
政策推進課長	……………	三嶋 俊宏君	建設管理課長	……………	恵利 弘一君
農業委員会事務局長	…	鳥井 和昭君	産業振興課長	……………	渡部 忠士君
会計管理者兼会計課長	…	横山 英二君	町民生活課長	……………	山下 美穂君
健康保険課長	……………	徳永 恵子君	福祉課長	……………	中里 祐二君
税務課長	……………	杉 英樹君	上下水道課長	……………	吉田 聖彦君
教育総務課長	……………	野中 康弘君	社会教育課長	……………	稲井 義人君

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。

執行部より議長に対し資料訂正の申し出がありましたので、議会運営委員会に諮問をされました。3月5日午後1時45分より議長室において議会運営委員会を開きましたので、その経緯と結果をお知らせいたします。

訂正内容は、議案第9号の議案と条例新旧対照表の中に記載されている農業委員会等の報酬部分などです。本来なら議案提案後の訂正には応じられないところですが、訂正箇所が議案以外の部分であることを考え、訂正に応じ日程に追加することで委員全員の意見の一致を見ましたので、ここに御報告いたします。

日程第1. 議案訂正について

○議長（永友 良和） 日程第1、議案訂正について、議案第9号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。

議案第9号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての訂正理由を申し上げます。

今回の訂正は、議案第9号において、危機管理専門員等の報酬について定めるための提案をさせていただいたところでございますが、あわせて別表第1の体裁を整えるため、同表の全部改正を行ったところ脱字があり、文言の挿入を行いたいため、高鍋町議会会議規則第20条の規定により、議会の許可を求めるものでございます。

以上、事件を訂正したいので、御許可賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 次に、訂正箇所の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。

議案第9号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、訂正の詳細説明を申し上げます。

別表第1第2条関係であります。農業委員会会長、副会長、委員、農地利用最適化推進委員の月額報酬の次に「月額報酬のほかに町長が別に定める額を支払う」という文言の挿入を、それぞれの項目について行うものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） お諮りいたします。只今、議題となっております議案第9号につきましては、訂正を許可したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、訂正を許可することに決定いたしました。

日程第2. 議案第2号

○議長（永友 良和） 日程第2、議案第2号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。

3月議会の補正は、調整している時期でもありますが、常任委員会に付託されないので節のところまでお聞きしたいと思います。

最初は、大幅な増減額部分についてお聞きしたいと思います。

全科目で調整や更正及び減額されている状況がありますが、増減額された要因についての理由の説明がなかったように思います。その要因についての説明を答弁していただきたいと思います。減額分や細かいこと書いておりましたが、言ったほうがいいですか。減額分と増額分について細かく私は書いておりましたが、言ったほうがよろしければ言いますけど。言いましょうかね。

それでは、減額部分でいえば、活性化推進事業3,104万円、これはページ31です。成年後見人制度利用支援28万円、ページ37。臨時福祉給付費1,862万円、これ四捨五入しておりますが、ページ39、人数の見込みが大き過ぎたのではないかということをお聞きしたいと思います。臨時福祉給付金1,797万円、ページ同じ39ですね。浄化槽の設置整備費754万円がページ47です。町指定ごみ袋製造委託及び負担減に関してごみの量が減ったのかどうか、これはページ49でございます。

増額分の中では、企業立地奨励補助に関しては、検証はどのようにされているのか、これはページ31です。私立保育園など、説明ではゼロ歳児が多くなったことによる増額とありましたが、全て働いておられる方の保育なのか、ニーズが多いということはいいのですが、預けられない人もいたのではないかと考えておりますが、これはページ43です。

そして、あとは一つ一つ聞いていきます。

公共施設等整備基金繰り入れについては、繰り入れたものの使わなかったということなのかどうか、その理由と内容について説明をお願いしたいと思います。

ふるさと納税に関しては、当然、返礼品が滞ることなくということになれば、見込みは多くしておき、減額はやむを得ないと考えておりますが、現在の動向についてはどうなっているのか。

基金に関して、ふるさと納税に関してどういう形で町民に還元されるのか、お伺いします。

また、ふるさと納税に関しては、いただくお金だけでなく、町民が他市町村への寄附をされた場合、ふるさと納税をされた場合ですね、当然、住民税減税となるわけですが、現在どのように推移しているのか、お伺いします。

発掘作業に関して、約1,000万円もの減額となっているが、見積もりが大き過ぎたのかどうか、お伺いしたいと思います。

それと、高品質茶生産確立支援事業、いわゆるクワシロカイガラムシ対応が増額となっておりますが、薬剤以外に対応できる手段はないのかどうかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前10時09分休憩

午前10時13分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。

47ページの合併処理浄化槽設置整備事業の減額につきましてですけど、予定は60基の予定でありましたが、申請が41基であったためでございます。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（山下 美穂君） 町民生活課長。

予算書48、49ページ、町指定ごみ袋製造委託についてでございます。

ごみ袋の在庫管理を行い、必要数を予測して製造委託しておるところでございます。今回は入札確定に伴いまして、執行残の減額を行うものです。

以上です。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 税務課長。

ふるさと納税関係で税務課のほうの立場の分でお答えいたします。

ふるさと納税に関しましては、寄附金額がそのまま控除額になるわけではありませんけれども、29年中に寄附された方については現在申告中でありまして、数字を把握しておりません。つきましては、28年中に控除になった方と29年度に控除になった方、いわゆる27年中に寄附されて控除になった方が、控除額ですので税額がない方等については控除に反映しないというのがありますが、あくまで全部控除になったと仮定した場合の数字で答えさせていただきます。

28年度の住民税の控除になった方として59人、約14万3,000円でございます。

29年度に控除対象になった方を全て対象と見た場合に、112名で34万5,000円住民税が減税されたというふうに推測されます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。

まず、成年後見制度利用支援事業の部分でございますが、もともとこの成年後見制度利用支援事業の予算につきましては、この制度を利用するために助成を受けなければこの制度の利用が困難であると認められる方についての補助ということであったんですが、今回、この成年後見事業を申請される方がおられませんでした。その関係で28万円を減額するというものでございます。

それから次に、臨時福祉給付金についてでございますが、臨時福祉給付金、今年度の実績の確定によりまして減額をするというものでございますが、支給率、対象者の方々

4, 8 2 2 名が実質の申請対象者でございましたが、実際に申請をされたのが4, 2 2 2 名ということで支給率につきましては8 7. 5 %ということで、その申請をされなかった方の分を減額をするというものでございます。

それから、私立保育園の部分でございますが、ゼロ歳児のことをおっしゃられておりましたが、確かにゼロ歳児の方の利用者が増加をしていることもこの要因ではございますが、高鍋町の子どもの出生数、全体的に減少しております。昨年も減少しているところなんですけれども、ゼロ歳児を保育園に預けて就労をする保護者、父母の方が増加をしているんだろうと思います。全体的な増加額自体は、この人数の増加というよりも、今回、国の保育士等の賃金改善を目的とする人事院勧告による基本保育単価の改定、それから保育士の処遇改善加算というものが追加で出てきました。こちらのほうも要因となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡部 忠士君） 産業振興課長。

お尋ねの高品質茶生産技術確立支援事業補助金1 8 0 万円の増額につきましてでございます。

薬剤以外に対応できる手段はないのかというお尋ねでございますけれども、まずこの予算につきましては、例年この3月に計上させていただいておりますものでございますけれども、価格の低迷が続いておりますお茶生産者の支援といたしまして、生産者からの要望が強く上がっております、茶木に大きな被害を与えるクワシロカイガラムシの防除薬剤の購入額の一部補助を行うというものでございます。

従来の薬剤散布ですと、5月、9月、10月とそれぞれ異なる薬剤を複数回散布しなければならないというところから、それだけでも大変な作業労力の負担を農家さん強いられているというところでございます。

この薬剤、プルートと呼ばれる新しい薬剤でございますけれども、こちらにつきましては、この時期2月から3月にかけて一回散布するだけで高い防除効果が得られるということで、この薬剤散布、町内の全てのお茶農家さんがこの要望を出されております。これ全農家さんが取り組むということで町内一斉で取り組むということになりますので、高い防除効果が得られるというふうに考えております。

薬剤以外の手段といいますと、スプリンクラー散水ということも試験的に行われて、その効果の検証がされているところでございます。一定の効果があるというふうな報告もございます。ただ、そのスプリンクラー散水を行うに当たりましては、まず水ですね、畑かん施設が整備されている地域がまず大前提ということになります。それと畑かん施設からまた水をその茶園に引くということになりますので、またいろいろその初期の設備投資が必要になります。常時畑かん散水というわけではなくて、時間を見て、乾燥具合とかを確認しながら散水するということになりますので、センサーであったりとかタイマーであ

ったりとかいうような初期投資が必要と言われております。

また、あとそのお茶の種類によりましては炭疽病と呼ばれる病気にかかりやすい種類もあるということで、その散水によってその炭疽病の発生が増加する可能性もあるというふうにと言われております。その場合には必要に応じてまたその散水を一時中断して防除する必要があるので、やはりそこに作業のまた労力の増加があるということもございますので、現在におきましては、このプルートの薬剤散布に対する薬品購入補助をお茶農家さんに対する支援として取り組ませていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。

一般文化財保護費の人件費ですけれども、予算書の67ページになります。

提案時の詳細説明でありましたように、南九州大学跡地試掘調査の結果、本調査の対象外であったということによる減額となります。

積算につきましては、九州地区埋蔵文化財発掘調査積算表というものによって、人件費、調査日数、重機借り上げ日数等をもとに積算して予算化をしております。試掘調査の結果、遺跡なしと判断しましたので減額するものでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。

政策推進課関係の質疑についてお答えいたします。

31ページの活性化推進事業の工業用地造成事業特別会計繰出金、これが3,185万8,000円の減額となっておりますが、これは特別会計、工業用地の特会のほうですね、特別会計の歳入において県貸付金が2億円から2億3,000万円の増額となり、財源の確保ができたことによりまして一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

次に、企業立地奨励補助に関して検証はということでございますけど、企業立地奨励条例に基づきまして企業の工場賃借料に対する補助金を出しておりますけど、企業立地奨励補助金の追加でございまして、工場等賃借料補助金は、ここの企業は事業所月65万円で借りておられます。今年度分、平成29年4月から30年3月の1年間分のその2分の1を補助するものでございます。これが390万円というようになります。この検証はということでございますけど、雇用者数、新規雇用された方が5名以上あればこれに該当するというのでありますので、その期間ずっと働かれたかどうかを確認をして支出をすることになっております。

次に、公共施設等整備基金繰入金の減額についてでございますけど、事業実績により減額や繰越金などによる財源措置が可能となった分について減額をするものでございます。

主なものといたしましては、一般廃棄物処分場の営繕費、都市下水道しゅんせつ工事、法定外公共物維持整備工事、東西小学校給食室内工事などが事業実績や繰越金等の財源措

置により充当減額となったものでございます。

次に、ふるさと納税の返礼品についてでございますけど、現在のふるさと納税の状況といたしましては、3月3日時点で申し込み件数が19万件、寄附金額は23億7,500万円となっております、今月中には25億円に達する見込みでございます。

返礼品につきましては、寄附者に対して可能な限り遅滞なくお届けするために、随時、発送手続をおこなっているところでございます。今回の補正予算では、本年度中に寄附者への発送が完了する見込みの返礼品調達分を除いた額を減額補正として計上するものでございます。ちょっと3月いっぱいには間に合わないというものもありますから、その分を減額しております。

次に、ふるさと納税の町民への還元についてでございますが、ふるさと納税による寄附を原資に積み立てたふるさとづくり基金を財源として活用し、各種の事業を実施することにより、結果として町民の皆様へ寄附が還元されているものと解しております。

平成29年度の充当事業の主なものといたしましては、ハザードマップ作成委託、高鍋城灯籠まつり運営補助金、各種予防接種委託、妊婦・乳幼児健康診査委託、子ども医療費助成、地域農業リーダー経営安定支援事業補助金、小中学校非常勤講師配置、学校生活支援員配置、小中学校の図書、一般教材等の備品購入、蚊口地区学習等供用施設空調設備改修など、ふるさと納税の寄附テーマに沿った事業を中心に幅広く活用させていただいております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。

私は、議会運営委員会において、これは委員会で審査をしないので、きちっとした説明をしていただきたいということは申し上げたと思うんです。というのは、例えば私立保育園にゼロ歳児が多くなったこと、説明されましたよね。ところが、今、担当課長から聞いたら、ちょっと違うかなと。ちょっと違うかなと思ったのは、一つの要因ではありますが、ってこう覆すわけではないんですが、それも一つの要因だがということで、結局、保育士の追加による処遇改善に伴うものの算定基礎が違ってそれが大幅に増加したということだと、私、先ほどの説明、私の聞き間違いかしら。そういうふうに言われているんですよ。それであればそういうふうにきちっと説明をすべきじゃないかなと思うんですよ。そうでないと、私は単純に、ゼロ歳児が多くなったことによるものだ、ただだというふうに議員はそういうふうに思ってしまうじゃないですか。そういうことを報告しなければ報告しなくていいというような状況があるんですか。私はちゃんと説明をする必要があると思うんですよ。補正予算は、私が議員になって当初は、補正予算はぎりぎりまで、最後にちゃんと決めていたんですよ、討論もせずに決めてなかったんです。でも、それでも執行部のほうから、どうしても期日までに間に合わない、何とかしてほしいという要望があって議会で相談して、これは前段で、今のように説明をして、本来なら常任委員会でやっぱりちゃ

んと審査する必要があるんじゃないかということ saying ってきた、それまではずっと常任委員会で補正予算まで説明していただいていた部分があったんですね。でも、こういうふうに私が総括質疑をして初めてわかり得ることというのがあるのは、非常に残念な、執行部と議会との信頼関係が損なわれる状況が出てきているんじゃないかなと思うんですよ。だからそういうところでは、非常に舌足らずなところというのを出してきていただくと、私たちは「何だ、そんなことなら最初から言えばいいのに」って、説明されれば総括質疑もしないわけですよ、正直な話言うて。ちゃんとそういうふうにされれば、総括質疑する必要もないですわ。

そして、また、私はちょっと気になったところは、発掘作業に関して、対象外であった、試掘によって明らかになったということなんですけど、もうこれ最初から私は何も入っちゃらんよ、何もないはずよと。前一回、県がこうやっている状況の中で、何もないはずよということもずっと saying ってきたんですね。だけど、それはしょうがないかなと。試掘をしないと何とも言えない、先の見えないことですから、掘ってみないとわからんというふうに言われれば、私も仕方がないなと思って、前のときには「ああ、そうか」というふうに saying ったんですが、そういうことですね。

それと、浄化槽設置整備費については、60基、住民のためを思って、たくさん要求されてて確保したいという気持ちはあるんですよ。でもこれは、例えば新築にはもう対象外とするというところが出て、新築が対象外じゃなくて、どこが対象外やったかね。ちょっとそこは後で説明してください、私がちょっと勘違いしているかもしれんけど。対象外となった補助というのがありますよね。だからそういうことも含めて、非常にこの浄化槽設置の整備費については、見込み数がやはりいろんなところで把握が非常に難しいのかなと思うけれども、簡単に計算すると60基が41基であつちゅうことは、19基も少なかったちゅうことは、かなり見込み数が大きいですよ。だからそういうところについては、私は、啓発活動も含めてちゃんとしていく必要があるんじゃないかなと、啓発活動をどういうふうにしてきたのかなというふうになんて思うんですよ。

それと、ちょっと後先になりますが、成年後見人制度支援、これは余り知っている人が、私少ないと思うんですよ、こういうことやっていますよということ。実際問題としていろんな事案が出たときに、じゃこういう人はどうするのと。成年後見人をつけたほうがいいと思うんだけどどうしたらいいの、というようなところが、例えば、私、人権擁護委員のときにも言いましたけれども、やはり親にとっては、障がいを持っている子どもたちがひとりぼっちになったときにどうしたらいいかと、お金の使い方を含めてどうしたらいいかということの事案があつたら、相談があると思うんですよ。その相談がやっぱりない、ということは知らない。知らないから相談のしょうがない。だから自治体の仕事というのは住民のためにやるということなんです。だからそういうことをもう少し啓発活動をしていく必要があるんじゃないかなって。

同じことが言えるのは、支給率が87.5%ということだったんですが、人数見込みが

大き過ぎたのではないかなということで、4,822名が申請対象者だったんでしょ。違いますか。だからそういう説明でしたよね、さっきね。そのうちに、でも残りの人たち4,222名以外の人ね、どうだったのかなと。実は、私、窓口にちょっと見えてた方、年齢のちょっと高い方とかいろんな方、話聞くんですけど、「こういうのがあるんだけど、どうしたらいいのかね」って言ったら「年度がもう違う。支給されないよ、ごめんね、済みません、これ違うよ」って。文書は行っているんだけど、いつ申請していいのか、いつ申請しなければならないのかということが、なかなか認知症なのかどうかちょっとわかりませんが、でも役場まで持ってきて、その書類を私に見せられたということは、「ちょっとこれね、前の年度だからごめんね。もう今時期が過ぎているのよ」って言わなければならないそのもどかしさというのが非常にあるわけですよ。だから私が、これは本来はやはり行政事務連絡員もいるわけですから、個人情報もありますが、本人に確認をしながら、できるだけ漏れがないように、できれば申請をしていただけるべき人数、私はお金を返すのが惜しいと思っているわけではないんですけど、せつかく国がこれ制度をしてお金をちゃんと支給しますよということを言っているわけですから、それ支給対象者であればやっぱりその人たちに全てしっかりと網羅した形で啓発活動を進めていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですよ。そうするとやっぱりいろんな問題点も見えてくるし、私たちがしなければならない、「ねばならない」ことというのが、役場の職員が自治体職員がしなければならない「ねばならない」ことというのが見えてくるんじゃないかなというふうに思うんですね。だからそういうこと、あらゆることをしっかりとやっぱり精査していく。ただ人数見込みが大き過ぎて、これだけ対象者がいたからこれだけのお金を出しましたと。しかし申請をされた方は、申請主義ですので、申請をされた方はこれだけでしたと。でも、それでその落として、そのお金を落として、じゃ残りの人はどうなったんだろうかって誰も考えないんですか、私だったら考えるけど。申請するべきはずの人が申請しなかったら「どうですか、届いていますか、お便りは」って、私が職員だったら言うと思いますけど。そこまでしてあげると思いますけど。やっぱりそうしていかないと、そのために行政事務連絡員さんもいるわけですよ。だから本人に了解をとって、名前を行政事務連絡員さんに公表していいかと、ちゃんと納得して本人が、方法には抵触しないわけですから。だからこういうところでお金をいっぱい落とされて、はい、そうですかと私は言えるほど議員歴が少なくもありませんし、やはり本当に住民の立場で住民の代表として出てきている以上、そういうところをしっかりと見ていただきたいと、報告していただきたいと、だからここで説明をしていただきたいというふうに思うんですね。

だから私はやはりいろんなことを、先ほどちょっと説明がありましたけど、当然、返礼品が滞ることなく、ふるさと納税で説明されましたよね、だから3月分まで、もうこれはやむを得ない、年度で3月で切らざるを得なけりゃいけないという部分がある。本当は滞りなく進めていくんだったら、3月だろうが4月だろうが、本当はちゃんと、ふるさと納税をしていただける方からいえば、1月から12月までなんですよ。そういうふうに考

えたら、ちょっとこうあれかなと思ったりするけど、多分滞ってはいないんだろうと思うんですね。3月までの分については、多分、5月の出納閉鎖時期までにはきちんと対応していただけているものだと、その間に4月分が来たときには新しい年度の予算で対応していただいているというふうには思うんですが、そういうこと理解できればいいですよ。理解できないことがある。それがまず一つね。それはだから聞いているわけじゃないからね、例に挙げただけです。

そして、高品質の茶生産確立支援事業、いわゆるプルートというのがどういう薬剤なのか。これが残らないのか。2月だから、もう八十八夜が来るのは、いつですかね、5月じゃないですかね。新茶に対して、これが何ら問題がないのかということとか、ちゃんとあるのか、そういうところもきちんと説明していただければ、やはり新しい薬剤が体に影響がないと、これだけ薬剤を切らしたら大丈夫なんですよということも、多分、データはきちんと上がっていると思うんですね。働き方改革ではないんですけど、データが改ざんされているちゅうことは恐らくないと思います、このことに関してはですね。データがきちんとあると思いますので、そのデータをもとにしっかりとやっぱり説明をしていただく。このことがやっぱり議会の私、議会人としては非常に大切なわけですよ。なぜなら、やはり例えばお茶が今大変な状況にあるということは、私も存じております。お茶の生産されているところ、そしてお茶を自分ところで工場を持っていच्छゃらない方というのも、非常に大変な状況というのになっているというふうに私もお聞き及びしております。しかし、その問題があるからこそ逆に言えば、あの高品質の茶生産確立支援事業、これで何とかやっぱり生産を向上していいお茶をちゃんと出していただきたいという気持ちがあってこれは出されているんだろうとは思っています。しかし、そのプルートというのがどういうものなのか。2月に散布するって言われましたけど、これが本当に3カ月くらいで消えてなくなるものなのか。本当に全面的にクワシロカイガラムシに対して効果があるのか、そこ辺のところは、例えばデータに基づいた形できっちりと答弁をしていただきたいというふうに思うんですね。だから、例えば先ほど散布をされるのがこういろいろあると、こういう対応策もあるというふうに、例えばこのクワシロカイガラムシに対していえば、あるお茶の農家さんが余り薬を使わないということと言われたことは、「高圧洗浄みたいな感じでターゲットでやればかなりよくなることもあるんですよ、一つ一つはあれなんですけど」という話を聞いたこともあるんですね。だからそういうことも含めて、何か方法がないのか、そのところをどういうふうに見てきたのかということもきっちりと説明していただければ、ああ、なるほどと。消費者からすれば、じゃ2月に散布すれば大丈夫なんだなと、新茶には大丈夫なんだなというふうに説明していただかないと、私たちは生産者の立場とプラス消費者の立場っていう両方の立場でしっかりとここを見ていかないといけないわけですよ。そういうことから考えたら、先ほど私が、2回目になります但答えていただきたいと思うんです。だから成年後見人制度の問題と臨時福祉給付費の問題と、ゼロ歳児がそうじゃなかったというところがある、別段言い訳をしていただくつもりはな

いんですけど、処遇改善によって、これだけふえたということなのかどうなのか、きちっとしたデータがありますでしょ。だからデータがあると思いますので、データに基づいてしっかりと説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。

まず、成年後見制度につきましてですが、確かに成年後見制度につきましては、いろんな面での広報といいますか、そちらの部分につきましては不足しているというところがございますので、今後はいろんな場面での広報に努力をしていきたいというふうに思います。

それから、臨時福祉給付金関係のことなんですけども、先ほど支給率が87.5%ということで申し上げました。こちらにつきましても、政府広報、新聞、テレビ等でもいろんな面で広報も行いました。御本人への通知、それから高鍋町のお知らせ等も含めまして広報はさせていただきました。その結果が87.5%ということになったんですけれども、ちなみに平成28年度、その前年も臨時福祉給付金はございましたが、そのときは75.9%ということで、広報のこともありまして増加をしているのかなというふうに思っております。中には御辞退をされる方もおられますので、いろいろ工夫してもなかなか100%ということにはならないかとは思いますが、今後もこういった給付事業が出てきました場合は、おっしゃるとおり、いろんな形で広報、お知らせをしていきたいというふうに考えております。

それから、もう一つ、私立保育園関係のことなんですけれども、議会開会日のときにこの補正予算につきましての詳細説明につきまして、政策推進課長が一括して申し上げました。その政策推進課長の話の内容につきましては、事前に各、私も含めて、課長とも打ち合わせをするんですが、政策推進課長が申し上げましたのは、「児童措置の委託料につきましてはゼロ歳児の利用者数の増や、ここからまた人件費の増額等による私立保育園委託料の増額」というふうに申し上げております。ですので、ゼロ歳児だけがふえたということではなかったのかなというふうに思っているところです。

それから、保育士の処遇加算関係で増額ということがあったんですけれども、こちらにつきましては、平成29年度につきましては、経験年数がおおむね7年以上の中堅職員につきましては月額4万円、それから経験年数がおおむね3年以上の職員につきましては月額5,000円とするなど、処遇改善の、これ毎年、国のほうで増額処遇改善がなされておきまして、そこにつきましてやはり額が大きくなっているところです。その部分につきましては、増加額が1,900万円あたりになっております。

それから、人事院勧告に基づきます基本分保育単価、ここも700万円の増加というふうになっているところです。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。

合併処理浄化槽設置補助の減についてでございますが、町が国に申請するのが、300基を5年計画で申請しております。単純に割って1年間60基ということで計画しているんですが、平成25年度の63基の申請をピークに年々減少している状況でございます。

新築につきましては、大体30基前後で推移しておりますが、やりかえの分についてが少なくなってきているところでございます。

啓発につきましては、年に3回行っております。それから、先日出しましたお知らせで浄化槽の減額、新築につきましてはゼロじゃなくて次年度から一律10万円ということでお知らせしております。ことしになってからの申請件数ですが、去年が2件とことしになって、年明けで1月以降の申請ですね、去年が2件、ことしが3件ですので、あのお知らせによる影響はないものと考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。

最初からそういうふうにして説明していただけるといいわけですよ、今のようね。だから例えば保育士の処遇改善の問題では、私も本当に気になる場所なんですよ。保育士が今確保できない、どうもできないということで、勤務してくれる人が少ないという状況の中で、7年以上については月4万ということなんです。そういう形で本当に保育士の処遇が改善されない限り、私は、保育士等一応免許を取っていても、資格は取っていてもなかなか勤めていただけない状況というのは、人を確保することがなかなかできない。けど預かっていただける、私は、ゼロ歳児で本当に次の月から働かなければならないのに、どこかに預けなければならぬという人々をたくさん知っているんですよ。だからそういう人々のことを考えたときに、本当にいつでもどこでも入れるというか、やはり正直な話言って、高鍋町は保育園がすごくたくさんありますので、そういう意味では窓口を広くして受け皿も多いと、私はよその地域と比較したらすごく多いと思うんですよ。だからそれはもう本当に大変ありがたいことだと思っております。

それと、やはり子どもによっては、障がいを持っている子どもたちというのがありますので、そういうことも考えたときには、お母さんを少し休ませてあげる意味での保育所に入所させるということも、これはまた肝要かなというふうに思うんですね。でも、次の月から働かなければならない、そして、とにかくいろんな事柄が会社によって、例えばちゃんところ整備されているところはいいと思うんですが、それ以外のところについてはかなりここは保育所とも処遇改善のところについては、きっちりともう少し話し合いをしていただいて、何かこうほかに出せるものがないか、国とも調査をしていただきたかったなというふうに思うところなんですよ。私はふえたからといって怒っているわけじゃないんです。逆に、ふえて、やっぱりちゃんと処遇改善をちゃんとしていかなければならないというのは思っていますので、私は本当はこういう総括質疑をしたくないんです。補正予算に

関してはしたくないんです。したくない理由というのは、どんなに長くなってもいいから、ある一定の説明をしっかりとさせていただきたいと、これは要望したいなというふうに思います。これ要望ですので、答弁はなくて結構です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第2号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）に反対の立場で討論を行います。

反対をする件は1件だけです。

今回、補正予算は確かに調整及び更正などを初め、節約して、もう大丈夫と減額したものの、国からの福祉予算等は人数予想などが難しい状況でありますので、この分については理解できます。しかし、公共施設等の積立金を取り崩し、何に使いたかったのかははっきりしない状況がありました。町長は確かに民間出身であり、吉本町長時代も経験した状況は暗にありますが、そこをしっかりと説明し、自治体構成予算のあり方をまずは覚えていただくことが肝要かと思いました。国はその予算の半分以上を借金で賄い、1人当たりの借金額は優に1,000万円近くに膨れ上がっています。地方自治体予算もそれに倣うことは絶対にするべきではありません。国民が最初に出会うべきは自治体だからです。自治体は利益を追求するところではありません。日本国憲法にあるように、その福利は国民が享受するものであり、みんなから選ばれた町長も議員も、そのためにここにいるのです。これは人類普遍の原理と前文に書いてあります。また、地方公務員もこれに従い、地方公務員法では服務に関するところにおいて全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務を遂行するべしとあります。人間は千差万別であります。一人一人に寄り添うことは難しい課題ですが、少なくとも町長、議員、職員は法に従うべき任務があります。時には厳しい意見を言いながら、住民の声をしっかりと届ける役割も果たすのであれば、金銭管理に関しては苦言を呈することもあろうかと存じます。必要なところへはしっかりと配分しながら、節約しながらお金を貯金、いわゆる基金への積み立てを行いながら、借金を減らしながら、より有効な資金活用を図ることが大切であると学んできました。それは今も変わりません。

そのことから考えて、今回の補正では、乱雑な資金運用を認めるわけにはまいりませんので、反対といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第2号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第2号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第3号

○議長（永友 良和） 日程第3、議案第3号平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。

2点について質疑をさせていただきます。

特定検診については平成28年度と比較して実績はどのように推移しているのか。また、保健師配置による家庭訪問などの実績件数及び療養費などへの反映はあったのかどうか。

準備基金積み立て総額及びその活用をどのように考えているのか、繰越金についても同じような趣旨で質疑したいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課長。

お答えいたします。

特定検診についてでございますが、平成30年2月末時点での速報値でございますが、前年度同月比3.1%の増の33.8%となっております。

保健師配置に伴う効果といたしましては、特定健康診査を3年間未受診でかつ医療機関未受診の者に対して受診勧奨を実施しております。現時点での数字になりますが、876名に訪問等をし、そのうち約100名の受診につながっているところでございます。

医療費の反映につきましては、今後、検診の結果を精査した上で保健指導や医療機関受診の確認、勧奨を行っていくことで医療費の適正化へつなげてまいりたいと考えております。

次に、準備基金についてでございますが、今回の補正により4億6,828万1,304円となります。基金の活用につきましては、平成30年4月からの国民健康保険制度改革に伴い、保険税が急激に上昇した場合の保険税抑制分、保険事業等の充実へ活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

繰越金についてでございますが、平成29年度予算編成時点では、繰越金の額を約2億円と見込み、そのうち1億1,000万円を当初予算にて保険税抑制のために計上してございました。さらに6月の補正予算におきまして3,700万円を追加で保険税抑制に活用をいたしました。平成30年度以降の繰越金につきましては、本年度の決算を待って改めて検討をしたいというふうに考えております。

○議長（永友 良和） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。

議案第3号平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に賛成の立場で討論を行います。

平成30年から県への移行があり、住民からは国保税がどのようになるのか、大変心配されています。そんな中でも高鍋町は医療費を減少させるための手だてを尽くしていますが、これも人があつてのものです。高度医療、新薬による新たな負担がのしかかる時代で、国保加入者への手だてについては頑張っている自治体だと私は考えています。お医者さんを初め新薬を認めている厚生労働省のことを考えると、何かしら矛盾を感じているところです。特定健診を初め、いろんな対処を行い、早期発見・早期治療に力を尽くしている自治体として、これ以上何をしなければならぬのだろうかと考えてしまいます。国は、このような地方自治体の状況をしっかりと把握し、収入が低く、最低限の生活、医療を受けられる尊厳ある人生を全うできる手助けをこれからも希望して、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第3号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第3号平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第4号

○議長（永友 良和） 日程第4、議案第4号平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。

3点ほどいたします。

医療費の傾向を読み解き、何か対応策は講じてこられたのか、お伺いします。

疾病の傾向としてはどのようになっているのか、資料があれば提出していただければあ

りがたいなと思います。

病院での検診、特定健診及びその他で早期発見、早期治療の状況はつくり出せているのか、後期高齢者の何%が病院を定期的に受診しているのか、調べてあればお答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課長。

お答えいたします。

医療費の傾向といたしましては、後期高齢者医療広域連合が過去の実績に基づき推計をしております。療養給付費の伸びは0.95となっております。医療費の伸びが保険料増加にもつながりますので、その抑制対策といたしまして、適正受診の啓発、ジェネリック医薬品の利用勧奨、健康診査等保健事業の取り組みなどを実施しているところでございます。

次に、高鍋町の疾病の傾向でございますが、従来からの傾向と同じではございますが、循環器系の疾患が最も多く、入院・外来とも全体の約20%を占めております。

後期高齢者医療における顕著なものとして、筋骨格系の疾患の割合が高く、加齢により関節疾患や骨折が増加する傾向となっております。

なお、県全体においても同様の傾向が見られます。

資料につきましては、後ほど事務局を通してお配りをしたいと考えております。

検診などによる早期発見、早期治療でございますが、後期高齢者医療広域連合の事業といたしまして、今年度より検診未受診者かつ医療機関未治療者の方を保健師が訪問し状況の確認をした上で、必要に応じて検診や医療機関への受診を促しているところでございます。

後期高齢者の病院への定期受診の割合については、把握しておりませんが、医療機関の受診率については、本町は県平均よりも低い傾向にございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。

議案第4号平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について賛成の立場で討論を行います。

議会はチェック機関ではありますが、広域で行われている状況としては大変厳しい状況にあります。それでもあらゆる機会をつくり、第三セクター運営の温泉などを利用した、

元気で長生きできる策をつくるなど、力を尽くしていることを評価し、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第4号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第4号平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

日程第5. 議案第5号

○議長（永友 良和） 日程第5、議案第5号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。

1点だけちょっと質疑します。

公共下水道費、減額に関して、事業認可変更はどのようになってきたのか。これからの国の下水道及び合併浄化槽などとの国土交通省及び厚生労働省との二省協議はできているのか。そのことは、どのように伝わっているのか。

また、高鍋町内部での協議はどうなっているのか、方向性を示していただきたいと思えます。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。

国土交通省等との二省協議等はまだ行っていません。

事業認可につきましては、もう区域を拡大しない方向で現在進めているところでございます。

あと、キャノンを取り込む部分につきましても、その中で入れていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。

今答弁がちょっとありましたので慌てて質疑しますが、区域は拡大しないが、キャノン

のところを取り込んでいきたいということ、答弁されましたが、私ちょっと気になったんですけど、例えばあそこはキヤノンがこう出しているというふうにはなっているんですが、例えばそこを利用してあそこの地域の人たちがそういうのを下水道を利用したいという要望が出てきたときにはキヤノンとの協議になるのか、それとも町でキヤノンのほうにお願いする形になるのか、それとも町で判断できるのか、そのところをちょっとお伺いしたいなと思います。答弁があったので、急ぎ。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。

あそこは区域外からの接続という形になりますので、キヤノンへの了解をもらえば可能になるのではないかと、確定はちょっと今いたしかねますが、そういう方向では将来は考えて、つなぐというところがあればそのときの個人負担になります、どちらにしろ、はい、ということで考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第5号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第6号）に賛成の立場で討論を行います。

平成8年の供用開始から早いもので20年を経過し、これからの河川環境についての考え方も変化しているのではないかと思います。多額の経費を投入してきた下水道事業については、合併浄化槽への見直しも提案してきました。しかし、国は一定の効果が出ていると都市圏の内容ばかりを重視し、地方への配慮はできていないと考えます。いつまでも資金が潤沢に費やされる時代ではありません。どこにどのように配分するのかしっかりと精査して、使うことを提案して、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第5号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第5号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第6号

○議長（永友 良和） 日程第6、議案第6号平成29年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。

5ページの債務負担行為補正が出ております。この追加の詳しい内容を示していただきたい。どういう事業をしていきたい、どういうそして効果を期待しておられるのか、そのところをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課長。

債務負担行為追加の内容についてでございますが、町内5カ所で実施しておりますノルディックウォーキング教室及び8自治公民館で実施しておりますなじみサロンを平成30年度も引き続き実施する計画でございます。年度当初から教室を実施する予定でございますので、年度内の契約を行うために債務負担行為の追加を行うものでございます。

介護予防教室につきましては、町で実施をしている介護予防教室の広報に努め、実施の希望がございましたら委託業者との調整を行い、広く高齢者に参加をしていただける環境を整備をしていきたいというふうに考えています。あわせて、介護予防事業の効果につきましても、広く広報に努めてまいりたいと考えております。

認知症初期集中支援事業委託につきましては、医療職1名、介護職1名、認知症サポート医が、認知症初期集中支援チームを編成し、認知症が疑われる方やその家族の支援を行っております。その支援を切れ目なく行うため、年度内の契約が必要なことから債務負担行為の追加を行うものでございます。

地域包括支援センター運営事業委託の債務負担行為の変更につきましては、高齢者の増加に伴い相談件数や対応の難しい件数がふえていること、また地域包括ケアシステムの構築に向けた地域ケア会議の充実や相談体制の強化を図るため、人員増を行うために増額をするものでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありますか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。

それでは、もう一つ、確認だけさせていただきたいと思います。

認知症の初期集中支援事業委託がありますが、これは医療チームとか、いろんな方々がお入りになっていらっしゃると思うんですね。だから今各地域なりいろんなところでいろんな認知症サポート事業なんかも行ってありますが、これについてもここの中で支援事業委託の中でやるのか、それとも別枠でやるのか、そのところだけお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課長。

地域全体の取り組みといたしまして、認知症サポーター養成講座等を実施をしておりますが、そちらとこの認知症初期集中支援チームとはまた別の取り扱いでございます。この認知症初期支援集中チームと申しますのは、あくまでも認知症が疑われる方、またその御家族に対してポイントで支援をするものでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第6号平成29年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第7号

○議長（永友 良和） 日程第7、議案第7号平成29年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。

提案理由の説明の中では、これがなくなった理由としては、水利権更新に係る委託事業費が減額されておりますが、そのことについては説明がありましたけれども、従前のまま行うということ、そして単純な更新であったということを説明されたんですが、何をどこをもって単純な更新なのか。要するに、水の量とかそういうものもない、ただ単に飲雑のほうと一緒にこうやって、それで、はい、いいですよと認められたものなのか、それとも単独で行ったら多分減額にはならないだろうと思うんですが、単独では行っていないのか、そのところはどういうふうな更新内容であったのか。不備はないだろうと思うんですが、今までと同じように、利用は多分できるんじゃないかなというふうに思うんですが、そこがどういうふうになってきているのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡部 忠士君） 産業振興課長。

お答えいたします。

詳細説明の中で単純更新ということで御説明させていただきまして、ちょっと説明が不足しておりました。申しわけございません。

今回の水利権更新につきましては、詳細説明の中で一部触れておりますけれども、まず本体の国営一ツ瀬川土地改良事業の水利権更新とあわせて雑用水管理事業についても水利権更新を同時に行うというものでございます。水利使用の目的というのは、もうこのかんがいとそして雑用水の使用とその2本立てでございます。その本体のほうのかんがいのほうですけれども、現在、国のほうで国営施設全体のストックマネジメントを行っているところでございます。そこで、その結果がまだ出ておりません。その結果が出ますと、その結果をもって新たな事業計画を策定して、また次の水利権更新に向かうということでございまして、国のほうで河川管理者であります宮崎県と協議していく中で、そのストックマネジメントの結果を受けてまた新たな事業計画ができた段階で、実際のこれからの将来に向けての水利用の中身、ですから議員がおっしゃった水の使い方、最大取水量でありますとか年間の総取水量とか、そういったものを改めて算定し直すということで、それを待つてそれを詳細に検討した上で水利権更新を行うということになりましたものですから、今回、平成30年の4月1日から平成35年3月31日までの5カ年間の分につきましては、その辺の取水量、最大取水量でありますとか、日最大取水量、年間総取水量とそういったものも従前のままの数字で更新を行うということで協議がまとまりましたので、それと連動いたします雑用水管理事業につきましても、同じ数字のデータを使って更新をするということになりましたものですから、単純更新ということで今回はさせていただくということになりましたものでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。

一ツ瀬川の飲雑用水、これについてはこのストックマネジメントがどういった内容なのかというのは、私もちょっとこの英語を知らないものですから、ストックちゅうのは保管するとか、必要な水量というふうに考えてもいいのかなと私は思うんですが、要するに最初からの予定、一番最初、一ツ瀬パイロット事業が始まったときから考えると、すごく面積的にも少ないし、水量については大量に確保したんだけど使う人がいないという状況というのが非常に出てきているわけですよ。だからそういうところでこれほどの水量は必要ないんじゃないかというところで国も何かいろいろ精査をしてきているという話はちょっと耳に挟んだことがあるんですが、そういうことではないんですね。このストックマネジメントというのは、じゃどれぐらいストックしてどれぐらい使っていくのかというところで、そういう流れとかデータを今まで多分構築してきていると思うんですよ。始まってからずっとやってきていると思うんですよ。だから今ほとんどやっぱり使われる方っていうのがある程度限られてきている状況というのがありますので、水の栓を開けば、水の料金というのはそれは確かにそんなにたくさんは要らないかもしれないけ

ど、でも必要な人たちもたくさんいるわけですよ。そこの混合したところでどうなのかなというところが、ストックマネジメントの説明からちょっとお願いをしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡部 忠士君） 産業振興課長。

説明がまた不足しておりまして、申しわけございません。

ストックマネジメントにつきましてでございますけれども、それにつきましては、構造物、いろいろ頭首工とか貯水池、排水池ございますけれども、そういった構造物やそういった受変電施設の機能診断を行います。それに基づきましてそれぞれが持つ機能保全対策の実施を通じまして、今ある施設の有効活用や長寿命化を図ると、その施設の長寿命化、ライフサイクルコストをまた低減するための技術体系とか管理手法を確立していくというものをストックマネジメントといいます。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。

そのことが、例えば長寿命化を図ることが水量の問題とどう関係するのか、そこがちょっとくっつかないもんだから、正直な話言って、私、だから単純にストックマネジメントっていったら、本当にこの池の大きさで水量でいいのかというところを単純に判断するのかなというふうに、要するに水量を確保する今度の調査はそういう調査でしょう。違うんですか。水利権を獲得するためのお願いに、お願いちゅうか書類を作成するなり、いろんなことをしていったわけでしょ。だから従前のまま行ってしまうって、単純更新というふうに言われたから、でも、どうも単純じゃないなと、複雑やなど。だから、いわゆる例えば雑用水を使っている人たちにも、例えばですよ、その長寿命化とかいろんなことを図る上において、ひょっとしたら負担が出てくる可能性があるんじゃないかということ想定していけば、事前にやっぱりこの水を使っていらっしゃる方、水を水量を確保するだけじゃなくて、そういうところもしっかりとお話しておかないと、ひょっとしたらこれから単価が上がるかもしれない。かもしれないという状況が出てきた場合、いろんな利用をされている、だから一ツ瀬パイロットの事業の中でいいですよと、使っていていいですよとってされた部分じゃない、そういう部分の人たちに対しては、これだけの今までの料金で構わないけど、要するに使って私たちはお願いをしている立場の人たちからすれば、これがもっとお金が単価が上がったりしたら、非常に使い勝手の悪い状況というのが出てくる可能性もあるんじゃないかなというふうに思うんですよ。だから本当に、せっかくやってきたこの特別会計なんですけど、だからそここのところである程度働きかけをしていかないと、そのストックマネジメントそのものがしっかりと単価に反映されるという状況になれば、これは単純にここで今経費が何百万円浮いたからいいよという問題ではない。だからそここのところをちゃんと説明していただかないと、これは後に響くわけですよ。この問

題だけではない。一ツ瀬川の雑用水の管理事業特別会計の補正で出された問題だけでは済まなくなるのをはらんでいる部分がある。だから単純更新で、ああ、お金が減ったからいいかなっていうふうに私思ってたんだけど、どうも今の話を聞くとそうじゃないところをはらんでいるような気がするんですね。だからそのところをきちんと利用者にも説明をしないと、私たちは水の量確保だけで、ここは思ってたんだけど、そうじゃない部分をはらんでいるとしたら、それはそれでちゃんと私たちにもちゃんと説明していただきたいし、利用者にも説明する必要があるんじゃないかなと。だから単純な更新をしたということなんだけど、その単純更新が何なのかと私もちょっとわからなかったものだから、説明をお願いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡部 忠士君） 産業振興課長。

そのストックマネジメントの結果が将来、使用際のいろんな料金体系に影響を及ぼすのではないかとこのところのお話でございますけれども、現在そのストックマネジメント、国のほうで長寿命化を含めた検討をしているところでございます。当然その中で事業計画の見直しということがなされてくるということになり、そのことについてはその結果があれば、その結果が出ますと各関係自治体のほうにいろいろ説明がこれからなされてくると思われま。その結果によりまして、またその利用者、そういった方々にはまたいろいろ土地改良区、また私ども雑用水管理事業を通じて御説明させていただくことになろうかとは考えております。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前11時29分休憩

.....

午前11時29分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（渡部 忠士君） 国のほうが河川管理者である宮崎県と協議していく内容の中で事業計画を見直すということであれば、当然、水の使用の中身についても将来的にいろいろ変わってくるのではないかとこのことで、そういうことであれば国のほうが行います事業の見直しを待って新たに将来の水需要予測に基づいて水利権更新のデータをつかってさらにまた協議していくのがよいのではないかとこのことで協議がまとまったことから、今までのデータのまま、今回に関して、次期の平成35年3月31日までの水利権更新については今までのその前の5年分のデータの使用量のままで移行して構わないということで、そのまま数字を使うという意味で単純更新をするということでございます。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前11時30分休憩

.....

午前11時32分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（渡部 忠士君） 単純更新の中身でございますけれども、水利権更新に当たってはその内容について、当然、使用河川も一緒ですし、使用水利の目的も一緒、構造物も同じものを今使っていると、そのかんがい面積も同じままということで、変わってくるのは取水量、将来の5年間の取水量がどうかという部分でございますけれども、そちらについても過去の5年分の使用料と水使用料、取水量ですね、と同じものを使って構わないという国と県との協議がまとまったことから、もう単純に同じ数字を使って更新をするということでございます。それが雑用水管理事業にも適用されたということでございますので、従前のデータをそのまま利用して水利権更新の手続を行うというものでございます。そういった意味での「単純」ということでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第7号平成29年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第8号

○議長（永友 良和） 日程第8、議案第8号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 2点、質疑をしたいと思います。

地方債が変更のようなんです、内陸工業用地と造成工事業とすることによるメリットは何かあるのかということ、また、これは政府資金で補填されるのかどうかと、ちょっとそこを確認だけさせていただきたいと思います。

それから、繰越明許費の補正というのが出ております。これ説明で、私ちょっとびっく

りしたんですが、PCBの廃棄物処理に係るものというところで多分説明があったんじゃないかなと、もう皆さんちょっと早口で私も当時聞き取れなかったんですが、ちょっとこれだけ気になりましたので、またおまけにマスコミでもこのPCB廃棄物の処理についてなかなか業者がないということで、今大変であるということが、きのう、おとといかな、のマスコミでちょうど報道されていた状況もあって、今そのPCBの廃棄物の処理ちゅうのは一体どれぐらいあって、どんなものなのかっていうのがちょっとわからないんですが、それについてはどうなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。

まず内陸工業用地等造成事業債のことについてですけど、このうち、これは県の貸付金の増額であります。県の貸付金でございます。市中銀行から借り入れるものでございます。

それと、PCBの廃棄物の処分の件なんですけど、これはあそこにポリ塩化ビフェニール、これをPCBっていうんですけど、40年代までに建設された建物の変圧器やコンデンサ等に入っておるということがわかったということでもあります。安定器については60台ほど、変圧器については6台、コンデンサ1台にということがわかっております。それでこれも高濃度と低濃度のPCBというのがあるわけなんですけど、低濃度PCBの廃棄物についてはもう処分は今年度中に終わるということではございますけど、高濃度のPCBの廃棄物については、やはり北九州、特定の業者をお願いしなくちゃならないということで、いけば順番待ちというような形になっていて、今年度中に終わらないために次年度以降に繰り越すということになりました。という予算の内容でございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。

まあ今年度中に終わらないことはいいんですが、順番待ちというのは、PCBの関係、あとどれぐらいかかるんですかね。ちょっと気になるんですよ。日程がずっと詰まっている部分があるもんだから、いつまでにちゃんとしないと、ちゃんとこちらもあることだから、だからちゃんと処理しないといけない部分というのがあると思いますが、これはどこかに保管しているわけ、別のところに保管して、一時、あの場所にはないわけね。だから保管する場所というのも、ちゃんとこれはPCBがあるときには保管する場所もちょっと決められていなかったですか。私の記憶する限りでは、何かちゃんと決められたところに保管してちゃんとほかの人がそれにあれしないようにしなければいけなかったんじゃない、ちょっとそらで覚えてないんですけど、済みません。廃棄物の処理の関係でわかっていらっしゃる課が答えていただければいいんですが、済みません、よろしくお願いします。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。

PCBの保管場所ですけど、今、もう解体しておりましてあその場所にはございませ

ん。事務所のそばに厳重に保管をしておるところであります。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第8号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第9号

日程第10. 議案第10号

日程第11. 議案第11号

日程第12. 議案第12号

日程第13. 議案第13号

日程第14. 議案第14号

日程第15. 議案第15号

日程第16. 議案第16号

日程第17. 議案第17号

日程第18. 議案第18号

日程第19. 議案第19号

日程第20. 議案第20号

日程第21. 議案第21号

日程第22. 議案第22号

日程第23. 議案第23号

日程第24. 議案第24号

日程第25. 議案第25号

日程第26. 議案第26号

日程第27. 議案第27号

日程第 28. 議案第 28 号

日程第 29. 議案第 29 号

日程第 30. 議案第 30 号

日程第 31. 議案第 31 号

日程第 32. 議案第 32 号

日程第 33. 議案第 33 号

日程第 34. 議案第 34 号

日程第 35. 議案第 35 号

日程第 36. 議案第 36 号

○議長（永友 良和） 次に、日程第 9、議案第 9 号高鍋町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、日程第 36、議案第 36 号平成 30 年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上 28 件を一括議題として 1 議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第 9 号高鍋町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。

なお、質疑につきましては、簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。12 番、中村末子議員。

○12 番（中村 末子君） 12 番。

今度、危機管理専門員、地域おこし協力隊の報酬基準は何なのかお伺いしたいと思います。

また、何名を雇用する考えなのか、どんな仕事をしていただくのか、そこをきっちり、ある程度、方向性を聞かせていただきたいというふうに思います。

あとについては、細かいことについては委員会のほうでまた聞きますので、簡単な説明で結構です。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。

危機管理専門員について説明を申し上げます。

災害対策基本法に基づく防災基本計画において、地方公共団体において専門的知見を有する防災担当職員について検討することとされておりまして、そのことを踏まえまして、また近年、頻発しております豪雨災害や発生が懸念されます南海トラフ地震等に対応するため、地方公共団体が防災の専門性を有する外部人材を危機管理専門員として 1 名採用を予定するものでございます。

業務の内容につきましては、災害発生時の対応や防災危機管理体制の見直し、地域で行われます避難訓練等の指導、助言等を予定しております。

報酬の基準につきましては、既に県内 9 市 2 町で配置されておりますので、それらの額を参考に定めたところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。

地域おこし協力隊の件でございますけど、これは専門的な技能等を有する都市部の人材を地方に迎え入れ、協力隊の活動を通じて地域への定着を図ることを目的とした事業でございます。

本事業は、総務省の制度を活用することにより、3カ年以内に協力隊員の活動経費の一部に対して国から財政支援を受けることが可能となっております。

今回の地域おこし協力隊の主な活動は、定住移住支援のための広報活動等を予定しております。移住相談会等でも問い合わせが多いサーフィンに関する内容を主軸として本町のさまざまな魅力を新たな視点で幅広く発信する役割を期待しているところでございます。

今回、報酬として16万8,000円も上げさせていただいておりますけど、国から先ほど助成があると、特別交付税なんですけど、これが報酬で200万円の特別報酬の枠があります。その中で、若干オーバーするんですけど、それを12で割ってそこで16万8,000円という設定にしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） ごめん、詳しくは委員会だと思っていたんですけど、皆さん多分聞きたいんじゃないかなと思って、2回目、質疑します。

さっき何で、またもう一回聞こうと思った一番大きな理由は、その外部人材を利用してということがちょっと気になった、一体どういう専門的な知識を持っていらっしゃる方なのか、また経験が阪神淡路からしているいろんな東北沖の地震からこういういろんなことを経験されたっていったらおかしいんですけど、そういうところから後をどうするのか、避難の問題とかどうするのかとかいうのを危機管理専門員として何かあるのかなというのが一つ気になる場所なんですよね。

地域おこし協力隊は専門的な資格と言われたものですから、説明されたものですから、専門的な資格ってどんな資格を持たんにゃいかんとやろか、ただ若い人ならいいっちゃねえかなと思ったりせんでもなかったんですが、高鍋に来ていただける、若い人が来てくれればありがたいと思うぐらいの感覚で雇ったほうがいいんじゃないかなと私なんか単純に思ったんですけど。単純に思ったんですよ。だから単純に思ったんですけど、でも専門的な知識って一体どんな知識が必要なのかなって、ちょっとやっぱり人を雇うその範囲が狭められるんじゃないかなっていうふうにちょっと思ったものですから、そこだけちょっと確認だけさせてください。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。

詳細につきましては、委員会で説明を申し上げようと思っていたんですけど、今2回目

が出ましたので、少し説明をさせていただきたいと思います。

危機管理専門員が月額24万円と防災マネージャーの証明の交付を受けている場合は月額26万円という形で定めておりますが、国のほうから地域防災マネージャー制度の創設についてという形で既にもう平成27年の10月30日に通知を受けておまして、その中で地域防災マネージャーの要件というのが出されております。防災に関する必要な研修等内閣府の実施する防災スペシャリスト養成研修を受講した者、防衛省の実施する防災危機管理教育を受講した者、その他これらの研修と同様の効果を得られる者と内閣府が認める研修を受講した者に加えまして、防災行政に係る一定程度の実務経験等を有する者、本省課長補佐級、国の地方支分局・地方公共団体・警察・消防・海上保安庁及び自衛隊、または民間企業にあつてはこれに相当する職位以上の職位を経験した者であることと、もう1点が、国または地方公共団体において防災行政の実務経験5年以上になった経験があること、または災害派遣の任務を有する部隊、機関において、2年以上の勤務経験を有することという形で、地域防災マネージャーの要件が定められております。こうした地域防災マネージャーの資格を有した外部人材を雇用する予定となっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。

先ほど専門的な技能等を有するという言葉を使っておりますけど、実際はこれに得意な、PR活動にたけてるとか、そういう今までの職種がそういう活動をされてたと、職業についてたということ、いろいろな人をPR、私ども募集するときはそのようなPRにたけている人を応募したいと思っています。ですから専門的という技能ではなくて、そのような熱意のある人を募集をしていくということになります。先ほど専門的な技能等と言いましたけど、そればかりではないということでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第10号高鍋町消防団条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） これ見ましたら、これ月額なら私も言わなくていいかなと思ったんですけど、年額ですよ。年額でたったこれぐらいの引き上げ額なのかなというのがちょっと気になったのが一つですね。だからその理由は何かということ。

また、出勤手当に関しては増額する検討はなされなかったのかということ。また、その理由は、総務省からの通達などから考えて、理解できると思うんですね。交付税措置されている部分が一応7,000円ということですので、出勤手当に関してですね、できればそこに上げてほしいということで総務省のほうからも多分文書が来ていると思いますので、私も見せていただきましたので、どうかなってちょっと思ったものですから、何でこれぐ

らの金額としたのか、その詳しい事情をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。

お答えいたします。

今般の改正につきましては、消防団の団員数が年々減少し、地域防災力の低下が危惧されている状況を踏まえまして消防団員の処遇改善を行うものでございます。

具体的には、東児湯5町の中で最低水準となっている報酬額を地方公税措置額の水準を参考にしまして、各階級の年額報酬を東児湯5町の最高額に合わせた額へ引き上げるものでございます。

出動手当等につきましては、条例改正の項目ではございませんので、発言のほうは控えさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第11号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 平成30年度から制度変更なんですけど、そのことに関して県の条項はできているのか。この内容では制度移行がしっかりと見てとれないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課長。

税条例ではございますが、制度改正に伴うものでございますので、私のほうで答弁をさせていただきます。

国民健康保険制度改革に当たり安定的な財政運営や効果的・効率的な事業の確保等を図るため、県と市町村で協議、または準備を進めてまいりました。

本条例改正案につきましては、資格管理賦課徴収部会において決定をいたしました事項を踏まえて、普通徴収は口座振替を基本とすること、統一した減免の基準とすることなどを定めております。これらの協議内容のほか、国保事業費納付金に関する事項など、県と市町村が一体となり、保険者としての事務を共通認識のもとで実施し、事業の広域化や効率化を推進できるように方針を定めました、宮崎県国民健康保険運営方針が策定されました。

また、国民健康保険等に基づき、宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例が定められたところでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第12号高鍋町国民健康保険条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号特別会計設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号高鍋町国民健康保険準備積立基金条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 準備基金の1条に規定する目的を達成するための財源に充てる場合に限りその全部または一部を処分することができると思いますが、制度が改革され、本来なら高鍋町単独で医療費だけでなく減税に充てることも可能であるとするが、その考え方でよろしいのかどうか、確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課長。

今回の国民健康保険制度改革に伴いまして、保険給付に必要な費用は県が全額市町村に交付をするということになっております。このため、医療費の財源が不足するという状況は今後発生しないということになります。ただし、市町村は県に国民健康保険事業に要する費用を国保事業費納付金として納付をしなければならず、この納付金につきましては、保険税が財源となることとなります。算定により保険税が急激に上昇する場合などは、保険税の年度間平準を図るための財源として活用することも可能であるというふうに考えています。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第15号高鍋町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号高鍋町介護保険条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

る基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 特別委員会がありますので、またそれで詳しくはしますが、これは17号から20号まで関連しますが、高鍋町に委譲をされるとはどういうことなのか、具体的に説明していただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課長。

議案第17号、18号、19号、20号の答弁になりますが、議案第17号、18号、19号、この3本につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布をされたことに伴い、本町条例関係部分の所要の改正を行うものでございます。

町内の事業所に関する内容といたしましては、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取り扱い方針に身体拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置の追加、介護医療院の創設に伴う資格要件等への介護医療院の追加でございます。

議案第20号につきましては、平成30年4月から居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に委譲され、これまで県が行っていました居宅介護支援事業所の指定、指定の更新、指導等を町が担うこととなるものでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第18号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号教育関係使用料条例の一部改正について質疑を行います。質疑はあ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号高鍋町歴史総合資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号高鍋町指定有形文化財黒水家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号高鍋町ねたきり老人等介護手当支給条例の全部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。

今回の全部改正を見る限り、月額1万円という割には、介護者にとっては厳しい条件であるように私は見てとりましたけれども、これについてはどのような検討がなされてきたのか。国とは違い、地方分権法のもと自治体裁量が認めてある部分だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。

この事業に関しましては単独事業ということになっているんですが、まず改正の内容をちょっと申し上げたいと思いますが、今回の条例の改正内容につきましては、対象となる方に精神障害者手帳1級の所持者を追加すること、それから高齢者の対象者をこれまでは住民税非課税世帯ということにしていたんですが、これを課税世帯まで広げるというふうなことで、より充実した一層の向上を図ろうというふうなことで検討をしております。

それと、条例のタイトルの「ねたきり老人」という表現を改めさせていただきまして、重度障害者と重度障害児等ということでより適正に実態に沿うようにした経緯がございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

ここで休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午後0時00分休憩

午後1時02分再開

○議長（永友 良和） 午前中に引き続きまして再開いたします。

次に、議案第26号高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。

名称についてはどういう意味があるのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。

この避難タワーについてであります。蚊口西の二地区が特定避難困難地域に指定されておりまして、そこが蚊口西の二地区が避難が高台あるいは避難ビルがないということで特定避難困難地域に指定されております。その名称をとりまして、蚊口西の二地区津波避難タワーという形で名称を定めたところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第27号平成30年度高鍋町一般会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） ちょっとたくさんありますので、ゆっくり読み上げたいと思います。

町税に関して、ふるさと納税は昨年末で21億円に達しているとのことでした。まだ申告の途中であります。返礼金額から推量した町民税、増額になっておりますので、その増額した分と考えていいのかどうかお伺いします。

また、固定資産税に関しては細かくは常任委員会でお聞きしますが、減額となっている理由は何でしょうか。動きが鈍化しているのか、それとも評価額見直しによるものなのか、お伺いします。

たばこ税に関しても減額しておりますが、喫煙者が減少したのか、その理由は何なのか、調査をされていればお伺いしたいと思います。

地方消費税交付金については、自民党は都市部の消費税を押しなべて地方へ配分する方向性が打ち出されてきましたが、その後はどうなっているのか把握をされていればお答えください。

使用料が全体的に落ちているようですが、その要因はどこにあるのか、景気動向も関連しているのか、調査をされていればお答え願いたいと思います。

国庫支出金が大幅に減少している部分があります。これは制度改革に伴うものなのか。また、土木、消防に関しては社会資本整備事業のことに關してであります。国とは折衝済みなのか。また、各種補助に關しては再編関連訓練移転等の交付金が入っていますが、利用計画はできているのか、お伺いします。

臨時対策債については、国の予算確保と大きく左右しますが、今年度はどういう方向性なのか。また、衆議院を通過したばかりですので、大まかにしか把握できていないと考えますが、いかがでしょうか。

財産運用収入に關しては、社会的に判断して安く提供しているところがあるのではないかと。全体的な見直しは行った上での予算と考えていいのでしょうか。お伺いしたいと思います。

大幅な基金の繰り入れを行った理由は何なのか、お伺いします。

また、これは町長に質疑をすべき項目ではないかもしれませんが、町長にお伺いします。町長は議会を公開してほしい、すぐにインターネットにアップすればできるんじゃないかと常に言われておりますが、今年度の予算ではそのような予算計上がありませんが、そのことをしっかりと議会へレクチャーされてきたのか、そこだけ確認をさせていただきたいと思ひます。

ふるさと納税は、総務省は3割以内に抑えてとの見解があるようですが、全国で罰則規定もなく、また事業者からの要望もあり、公平な税金収納という観点から考えたとき、今年度はどのような方針で臨まれるのか。また、事業者からの要望もあるようですが、事業者間の調整及び話し合いはどうされるのか、お伺いします。

全体の人件費から考えて、今年度はさきの条例に關し、どのような効果を期待しておられるのかお伺いします。

公共交通問題と交通手段のないお年寄りの方への確保及び食事提供についてはどのように考えておられるのか。

新規事業が幾つか提案されておりますが、子育て、農業支援対策、教育関係など、どのような経過で予算化を図られたのかお伺いします。

教育施設及び障がい児童対策などについては、今年度目標はあるのかお伺いします。

美術館など文化施設などの利用が年々少なくなっているように見受けませんが、町長の施政方針にもありますが、今年度は何か特別な企画をされているのか、お伺いします。

人・農地問題解決はどのように図られるのでしょうか。

今回の予算は、見えっ張り予算とでもいいでしょうか、100億円台に何としても乗せたい、やりたいこと後にせず、あるいはお金を使って何とかしようという思いが、私は見えています。しかし、今までゆっくりとためてきた基金を一気に取り崩すことは、ある意味冒険のような気がします。町長のやりたい目標は何なのでしょう。新規事業として、特別職の配置で何とかしようと考えておられるのだろうか、どうなるのかお伺いしたいと思います。

大丈夫ですかね。大丈夫ですか。いいですか。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 税務課長。

税関係についてお答えいたしたいと思います。

まず、町民税に関係する部分になりますが、ふるさと納税のいわゆる返礼品の売り上げ等の所得の伸びをとということだと思いますけど、町民税についての積算につきましては、そういう計算をしておりません。過去3年間の所得の伸び率等、所得の種類ごとになりますけど、そういうもの等を踏まえて収納率等を勘案して計算をして計上させていただいております。

町民税につきましては、前年比で1.3%の増ということで計上しております。

続きまして固定資産税につきましては、0.75%の減を見込んでおります。

内容につきましては、平成30年度が3年に一度の評価替えということになりますので、土地については、本町、県内及びそういうものにつきまして、路線化、土地の下落等生じているところを勘案しまして減収として見ております。

家屋につきましては、新築家屋は例年並みに建築はされておるんですけども、3年に一度の経年減点等の補正がありますので、評価額が減少しますので、これも減というような見方をしております。

償却資産につきましては、平成29年度の11月の時点での調停等を勘案しまして計算しておりますので、そういうもの全体を含めて固定資産税としては0.75%の減という計上をさせていただいているところでございます。

たばこ税につきましては、質疑のほうにもありましたけども、喫煙者の関係等を踏まえて、過去3年とやはりこう計算をしておりますが、1月末現在で本数的に200万本程度減少しております。税額にして970万円程度減がありますので、減としております。

内容につきましては、JTのほうで調べています全国喫煙者率調査というのがございまして、毎年減少しております。平成29年度におきましては28年度との比で男でマイナス1.5%、女性で0.7%の減という状況がありまして、年代別等にも一つの区分を除いて減ということが出ておりますので、その方向で算出をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） インターネットでの全国への提供等公開というのがありますが、現在のところはそのようなことは全く考えておりません。

それと、町長のやりたい目標は何ですかという御質疑ですが、施政方針で述べたとおりでございます。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。

政策推進課関係の御質疑についてお答えいたします。

まず、地方消費税交付金に関する御質疑でございますが、昨年12月に閣議決定された平成30年度税制改正の中で、地方消費税交付金につきましては、税収をより適切に最終消費地に帰属させるため、生産基準の抜本的な見直しがされたところでございます。

主な改正内容といたしましては、配分に用いられる消費に相当する額に対する割合について、小売年間販売額等が占めるウェートを75%から50%に引き下げ、人口が占めるウェートを17.5%から50%に変更するもので、平成30年4月1日以後に適用されます。

改正の影響でございますが、新聞報道等では、東京都が1,000億円を超える減収となる一方で大半の自治体で税収増の見込みとされておりますが、本町における影響額につきましては、具体的な算定内容が提示されていないことから試算することが困難なため、当初予算への反映は行っておりません。

次に、使用料の減額要因についての御質疑でございますが、主な要因は商工費の自動車等駐車場使用料の100万円の減額と土木費の住宅使用料185万1,000円の減額でございます。自動車等駐車場使用料の減額要因は、生徒数及び利用者数の減少によるもので、住宅使用料の減額は政策空き家分も含め入居者の減少によるものでございます。

次に、国庫支出金が大幅に減少しているものについての御質疑でございますが、予算書の28ページの民生費国庫補助金7,947万6,000円減額をしております。これについては、臨時福祉給付措置事業補助金8,560万2,000円の減額によるものでございまして、国の事業終了に伴い皆減となったものでございます。

次に、30ページに消防費国庫補助金2,450万6,000円の減額は、津波避難タワー建設事業に係る社会資本整備総合交付金の減額によるもので、平成30年度事業の一部を前倒しし、平成29年12月補正8号にて予算措置をしたため減額となったものでございます。

土木費及び消防費に関する国への折衝の件でございますが、社会資本整備総合交付金関連の各補助事業につきましては、平成29年度中に国への要望申請等を済ませておきまして、今後、国の内示を受けて交付申請等の諸手続を進めてまいります。

次に、再編関連訓練移転等交付金の利用計画についてでございますが、平成30年度予算では、平成29年度に引き続き子ども医療費助成の拡充分、防犯灯整備事業、町単独道路改良事業、小中学校施設整備を予定しているところでございます。

次に、臨時財政対策債についてでございますが、国の地方財政対策によりますと平成30年度は国税及び地方税収の増加が見込まれるものの社会保障関係費の自然増の見込みによって6兆1,783億円の財源不足が生じることから、国と地方の折半ルールを適用し、3兆9,865億円の臨時財政対策債を発行することが見込まれております。本町におきましては、地方財政対策の動向及び過去の発行実績等を考慮し、2億7,893万3,000円を予算計上したところでございます。

次に、財産運用収入についての御質疑でございますが、普通財産の土地貸し付け収入、教職員住宅の土地建物貸し付け収入が主なものになりますが、これらの貸付料につきましては条例規則で定める場合を除き、固定資産評価額、不動産鑑定評価額、時価及び使用相場などを総合的に勘案しながら適正な料金設定を行うとともに、契約更新の際には適宜貸し付け条件等の見直しを行うなど、常に価格の均衡が保持されるよう努めているところでございます。

次に、基金繰り入れに関する御質疑でございますが、平成30年度当初予算におきましては、財政調整基金繰入金、公共施設等整備基金、ふるさとづくり基金、合わせまして合計7億8,730万円を基金繰り入れするものでございます。

財政調整基金につきましては、財源調整のため2億6,590万円を繰り入れておりません。

また、公共施設整備基金につきましては、工業用地関連の道路整備、畑かん整備、遺跡発掘調査など約9億8,000万円の事業を含め、投資的経費が15億6,000万円と大幅に増加したことから、1億7,610万円を繰り入れ、活用するものでございます。

また、ふるさとづくり基金につきましては、平成29年度寄附により基金積み増しによって29年度末の基金残高見込みが6億円を越すことから、寄附者の意向に基づき有効活用するため、県立高等学校入学支援金補助金、埋却地優良農地化再生事業補助金、日本商工会議所青年部全国大会文化会運営費補助金、明倫堂創設240年記念事業など、ほかに子ども医療費助成とか、小中学校非常勤講師配置、各学校教育振興へのパソコン等リース、姉妹都市朝倉市文化大交流事業などの財源として3億4,530万円を活用させていただくものでございます。

次に、ふるさと納税の返礼割合についての御質疑でございますが、ふるさと納税につきましては、平成30年度も引き続き積極的に推進していく方針でございますが、返礼割合等に関しましては、総務省の見解等も十分考慮に入れた上で地元事業者とも協議しながら、適正に対応してまいりたいと考えております。

次に、全体の人件費から考えてというところでございますが、非常勤特別職の地域おこし協力隊員の人件費の効果につきましては、今回、新規計上しております協力隊員の報酬を含む地域おこし協力隊事業につきましては、先ほども申しましたとおり、地域の活性化などに関心の高い熱意のある人材を本町に迎え入れ、地域協力活動と地域への定着化を目的として実施するものでございます。今回の募集においては広報活動等が得意な人材を求める予定でございますので、情報発信等のアピール力強化への効果とあわせて、地域おこし協力隊の活動を契機とした人材の地元定着にも期待しているところでございます。

次に、新規事業が予算化された経過についての御質疑でございますが、提案された新規事業につきましては、住民要望の集約や国県補助事業などの制度活用を検討し、第6次総合計画、高鍋町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた目標や施策体系との整合性を図りながら、予算査定において緊急性、継続性、事業効果、財源などを多角的に検討・

精査を行い予算化をしたところでございます。

次に、新規事業として計上しております非常勤特別職、地域おこし協力隊員の配置をすることとしておりますが、地域おこし協力隊員は本町に生活の拠点を置き、各地の地域協力活動に従事していただくこととしています。今回募集を行います地域おこし協力隊の主な活動範囲については、先ほどお答えしましたとおりであり、本町に居住し地域においてさまざまな活動を行うこととなりますが、行政事務連絡員の業務の範囲とは異なるものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課長。

交通手段のない高齢者の交通手段の確保についての部分についてでございますが、第7期の介護保険事業計画の策定の基礎資料とするために実施をいたしました介護予防日常生活圏域ニーズ調査において「外出を控えている」と答えた方のうち、その理由で「交通手段がない」とお答えになられた方が15.4%おられました。この数は今後も増加していくと見込まれますことから、地域公共交通全体の見直しも視野に入れ関係各課等で協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

食事の提供につきましては、食事に関する相談があった場合には、自宅に食事を届ける配食サービスの御紹介を行っております。

また、今年度から配置をしております生活支援コーディネーターが、町内への食料品店、コンビニエンスストアを訪問し、高齢者向けのサービスについて実態把握を行い、把握いたしました情報を整理し、地域包括支援センターや介護支援専門員等に情報を提供し、高齢者の支援に活用していただくこととしております。

以上です。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。

教育施設や障がい児対策など今年度の目標についてでございますが、教育施設、学校施設につきましては、国庫補助金の活用を図りながら、空調設備の改修やトイレの洋式化への改修等、緊急性・必要性の高い教育環境改善事業を提案させていただいております。

あわせて、中学校給食共同調理場の蒸気配管が経年劣化しており、事故や学校給食の運営に支障を来すおそれがあることから、蒸気配管の更新工事に伴う予算を提案させていただいております。

また、学校教育における障がい児対策といたしまして、特別な配慮を必要とする児童生徒への対応のため生活支援員の配置増を行う予算など、よりよい教育環境の提供を目標に重点的な予算配分を行ったところでございます。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡部 忠士君） 産業振興課長。

お尋ねは、人・農地問題解決はどのように図られるかというお尋ねでございます。予算書でいきますと182ページ、183ページ。183ページの人・農地問題解決推進事業費に係るお尋ねかと存じます。

人・農地問題解決は、地域の担い手不足、遊休農地の増加等の地域が抱えるその課題を地域の人たちが共有することが、まず一番重要であるというふうに考えております。高鍋町では、地域での話し合いの場を設けまして、地域の農業がどのような状態であるかを改めて知ってもらいまして、地域の農地を将来的にどのようにしていかなければならないかを皆さんで話し合っただきまして、人・農地プランを作成しているところでございます。地域の人たちがその地域の人と農地に関する問題の意識を共有してもらうことによりまして、地域の課題解決が図られているというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。

美術館の企画展示についてでございますが、ことしは特別展を1本、企画展を2本計画しております。

特別展といたしましては、ルーブル美術館銅版画展の開催を予定しております。これはルーブル美術館の所蔵の銅版画100点のパッケージ展覧会になります。

企画展といたしましては、毎年行っておりますアーティストファイル展、これは高鍋町美術館のコンセプトの一つでもあります、若手アーティストの発掘ということでことしが4回目になります。県内のアーティスト5名と九州内1人ゲストアーティスト1名の合計6名、作品60点の展示の予定です。

同じくもう一つの企画展といたしましては、斎藤秀三郎展、この方は西都市出身で福岡在住の95歳の作家ですけれども、作品数は約60点です。

平成31年度に開館20周年を控えておりますので、今後も集客の努力等をしてまいりたいと思っております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。

ちょっと細かいことの質疑になるんですが、実はずっと細かく見ていったら、補助金が上がっているところが何件かあったんですね。私は以前から、監査委員のほうからのアドバイスでもありましたように、補助金についてはやっぱり見直しをしっかりとしていく必要があるんじゃないかということがありましたけれども、この補助金の見直しは今年度の予算ではどのように行ってきたのか、そこだけ1点、ちょっと最後にお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。

補助金の見直しについてでございますけど、補助金を何点か見直しをしております。運

営費補助等でございます。やはり活動に対して不足する部分、今の運営費では不足する部分ということで、それを上乗せして、今回、補助金を増額して計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第28号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。

4点か5点ありますので、ちょっとゆっくり読み上げます。

今年度からの新しい制度改革について住民の皆さんからは国民健康保険税がどうなるのか、今までどおりの医療は受けることができるのかの2点のようです。

そこでお伺いしたいんですが、保険給付費について前年度予算額より落ちているが、平成28年度及び平成29年度の比較でまだ決算ができていませんので、医療費の伸びの見込みはどのくらいとなっているのか。

また、県は医療費の伸びが少ないようですが、200億円の基金があるとはいえ、賄えるのか心配ですが、もう一つは滑り出して途中で保険給付費の伸びが大幅に伸びたとして高鍋町の繰越金、基金を充てるということになるのか。会計的に見てどうなるのか。例えば、互助の意味は変化がないとして、県全体での互助となると、当然ゼロから出発ということになると考えていいのか、お伺いします。

医療予防事業として新たに取られる事業、人間ドックは今までどこがどのように違うのか。また、それらを網羅できる医療機関となると指定病院ができてくるのか、お伺いします。

新薬ではなくジェネリック薬品をとの厚生労働省のお話でしたが、医師会との連携はどうしていくのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課長。

まず本町の医療費の見込みについてでございますが、一般被保険者につきましては1月支払い分までの実績から推計をいたしますと、前年度決算比で約6%の伸びを見込んでおります。

制度改正後の県全体の医療費につきましては、平成24年度から平成26年度の伸び率と平成30年度の診療報酬改定をもとに伸び率を2.79%、全体医療費で約900億円と見込まれているところでございます。この中で県全体としての資金不足が生じた場合、県が県の財政安定化基金を取り崩し保険給付費に充てるということになります。このため、年度途中で本町の基金、繰越金を投入する、充当するということはございません。しかし、

県が取り崩しました県の基金の積み戻しにつきましては、取り崩した翌々年度から3年間、全市町村の納付金に反映をされることとなりますので、納付金の増額に伴う急激な保険税の上昇が生じた場合には、本町の基金を活用して保険税の平準化を図るということも考えられます。

次に、人間ドック助成についてでございますが、現在の特定健康診査は健康づくりセンターでの集団健診と町が指定をいたしました医療機関での個別健診の2種類を実施しております。今回、新たに加えました人間ドックにつきましては、指定医療機関以外で特定健康診査の検査項目とその他の検査、例えば胃カメラでございますとか、超音波検査など、個々人の選択で受診をされた場合、特定健康診査費用に相当する額1万円を上限として助成をしようというものでございます。助成の対象とする医療機関の指定はいたしませんので、広く人間ドックとして標榜をする医療機関での受診が可能です。

ジェネリック医薬品につきましては、国民健康保険運営協議会に医師会からの推薦により医師の方が委員として出席をしていただいておりますので、このような機会を通じてジェネリック医薬品の利用の推奨に御理解をいただけるように、広く広報啓発等の取り組みでまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第29号平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 2点ほど質疑します。

いろんな予防事業がありますが、例えば高齢者が多くなれば、地域で予防のための体操などが困難になる地域も出てくると考えますが、地域支援体制はどうするのか。個人と地域に分けて答弁をしていただきたいと思います。

また、医師会と相談して訪問診療などをすることも視野に入れたほうがいいのではないかと考えますが、このことについてはいかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課長。

個人への予防事業といたしましては、健康診査事業、歯科健康診査事業、はり・きゅう等利用助成事業、検診及び医療機関未受診者への訪問事業等を実施しております。

地域におきましては、介護保険制度の中での取り組みではございますが、いきいき百歳体操等の予防事業に取り組んでおります。まず、検診を受けていただくことで自分の健康状態を把握していただき、その次に医療と介護の両面において重症化を予防していただくことが健康寿命につながっていくというふうに考えております。

次に、訪問診療につきましては、今後、高齢者がふえていく中、在宅医療のニーズのますます高まっていくというふうに考えております。こちら介護保険での取り組みにはな

りますが、現在、在宅医療と介護の連携等を進めているところでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第30号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） これは3点ですので、よろしくをお願いします。

ゲリラ豪雨などによる浸水などによって布設管渠のつなぎ目などが外れてしまうとか、大きな地震などによる問題は生じないのか、お伺いします。

委託料などの積算根拠及び契約についてはどうなっているのか。

区域外使用者については、今後も増加する見込みはあるのか。

委託料などの積算根拠及び契約については、もし資料等があれば特別委員会がございしますので、そこで提出していただければありがたいと思います。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。

まずゲリラ豪雨による管渠からの流入等についてでございますが、現在、宅内公共ますにつきましての調査を行っているところでございます。管渠の接続につきましては、管渠の耐用年数が約50年間ということでまだ現在20年程度しかたっていないので、まだ管渠からの浸水等についてはないものというふうに考えております。

それから、委託料の積算根拠ということ、浄化槽管理については積算がありますので、また後日の特別委員会のときに提出したいと思います。

それから、区域外の接続につきましては、今後の想定といたしますか、今の段階でもこれ以上はそうないのではないかとというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。

布設管渠のつなぎ目などが外れてしまうとかということを行った一番大きな理由は、高鍋町は確かに、大きな地震でも、まだ布設してそんなに経過が余りないので、確かにそういうことはない想定されているのかもしれませんが、ゲリラ豪雨などによって下のほうを水が流れることによって宙ぶらりんになったりとかいろんなことが発生した場合に、ひょっとしたらそういう事態が起きてくる可能性もあるんじゃないかと、これは想像できるわけですね。例えば、どこの町とは申しませんが、交通量がすごく多くなってその振動によって水道管が外れてしまったということで水道が供給できなかったという自治体があったんですね。だからこのことを考えたときに、やはり、絶対ないと、想定外はないということが、非常に私は心配しているんですね、想定外がひょっとしたらあり得るのかなど。ある程度、やっぱりいろんな調査をしていくことによって、ここにゲリラ豪雨とか

大きな地震によって損壊すると。だからそのときにやっぱりちゃんと住民の皆さんに安全で安心な下水道だからちゃんとできますよというところが確保してあげないといけないかなというふうにちょっと思ったものですから、再度ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。本当に大きな地震などとかゲリラ豪雨などについて、まだ布設して50年間は大丈夫だから大丈夫ですよという単純な答弁ではなく、そこには根拠を持った答弁があると思うんですよね。こういうちゃんと仕方をしているから震度の7とか8とか、これクラスまでは大丈夫ですよというところがちゃんとひょっとしたらあるのかなと思ったものですから、住民の皆さんの安全確保のための質疑ですので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。

下水道の管渠につきましては、マンホールの継ぎ目は可とう管といいまして、つなぎ目がゴム製である程度の余裕で外れないような構造になっております。一番、今懸念されるのはマンホールの浮上、上に上がってくるということは考えられますが、その防止につきましても、現在やっとな浄化センターの改修等が終わって、今年度終わりますが、今後、管渠、マンホールについてのそういう補助が、まだ20年ですからなかなかそういう補助が難しいんですけど、そういうのがあればそういう方面に行きたいと考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第31号平成30年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号平成30年度高鍋町介護保険特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 介護保険の見直しというのがありましたけれども、このことで受ける範囲についてはどうなるのか、お伺いします。

介護予防は待ったなしの状況ですが、意識を持って元気で長生きを実践できる地域の取り組み方の指導はどうしていくのか、お伺いします。

施設について、監督責任及び施設内に立ち入り、入所者の状況やリハビリを含む機能改善にどれだけ取り組むのか、施設の状況が気になります。どのような人員配置を行って調査をしていくのかお伺いしたいと思います。

また、私はいきいき百歳体操婦人部の一員として1年間取り組んでまいりました。その中で「毎週とは言わないが、月に2回ぐらいでもお弁当を食べながらわいわいとおしゃべりしたいね」、「でも誰か遊びなどを取り入れた前向きの会だといいのに」という声が寄せられました。確かにサロンは計画されていますが、これも現在ある地域での問題ではな

いかなと思います。お年寄り全員、全地区を網羅できるような状況というのができるかどうか分かりませんが、お伺いしたいと思います。

超高齢化社会の真ただ中にある町民にいろんな意味で元気で過ごしていただく、今までとは違う計画があるのかどうか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課長。

まず介護保険制度の改正についてでございますが、今回の改正により、介護保険サービスを利用した場合の利用者負担の割合が2割負担者のうち、特に所得の高い方につきまして、負担割合を3割に引き上げる改正がなされ、サービス受給者の3%程度の方が対象になると見込まれております。ただし、負担割合が3割の方でも月額4万4,400円の自己負担の上限額が設けられておりますので、それ以上の負担はございません。

次に、介護予防の地域での取り組みについてでございますが、歩いて通えるところに集いの場をつくることを目指しまして、いきいき百歳体操教室の普及に取り組んでおりますので、引き続き、通いの場づくりに取り組むとともに、既に実施をしておられる地域の参加者の方が感じておられるよい変化などを広く知っていただくための広報などに力を入れていくことが必要だと考えております。

また、活動を継続していただくために、30年度、いきいき百歳体操を実施していただいている地域のお世話役の方々にお集まりをいただき、それぞれの課題や体操以外の活動などを情報交換していただく会を開催する計画でございます。

次に、介護施設についてでございますが、町は地域密着型サービス事業所に対し指定・指導等の権限を持っておりまして、現在、町内に14カ所の地域密着型サービス事業所がございます。そのうち、地域密着型通所介護事業所7カ所につきましては6カ月に一回、その他の指定地域密着型サービス事業所7カ所につきましては2カ月に一回、運営推進会議に出席をしております。加えまして、これらの事業所に対し3年に一回の実地指導を行い、事業所の運営状況や利用者の状況等の確認を行っております。さらに今回の権限委譲で、居宅介護支援事業所7カ所の指定・指導等の業務が加わることとなります。そのため、これらの業務に対応できる体制を整備することが必要だと考えております。

次に、介護予防の計画についてでございますが、第7期介護保険事業計画において、社会参加を通じて要介護状態になることの予防、適切な介護サービスの利用による自立支援と制度の持続可能性の確保を基本目標に掲げ、これまで実施してまいりましたノルディックウォーキング教室、元気アップ教室、らくらく体操教室、住民主体の通いの場の立ち上げ支援等を継続をすることとしております。

また、栄養改善や身体機能の向上を目指し、短期間集中的に専門職を自宅に派遣して指導を行う訪問型サービスC事業を新たに創設をしたところでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第33号平成30年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。中村議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子議員。

これは1点だけちょっと質疑をさせていただきます。

この前、ある畜産農家の方から一ツ瀬の水を使うわけにはいかんのかと質問されました。確かに私たちは議員であり、使ってもいい場合と使えない場合とがわかりますが、農業しながら畑に水を引く感覚で畜産へ水を使うということもあろうかと考えました。畜産農家を初め、一ツ瀬パイロット事業区域内での水の使用については再度確認をする必要があるのではないかと考えますが、その問題については解決策をどのようにお考えでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡部 忠士君） 産業振興課長。

この雑用水管理事業で畜産用水についての新規の分について対応できないかというお尋ねでございますけれども、基本的にこの雑用水管理事業、一ツ瀬川国営の土地改良事業区域内で運営されております事業でございます。その事業区域内におきましては、当然、一ツ瀬川の営農飲雑用水広域水道企業団がございます。まずそちらのエリアがほぼカバーしておりますので、畜産用水を利用したいということございましたときには、まず第一義的には、まず初めには企業団のほうに御相談いただいておりますということになろうかと思っております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。

済みません、私の質疑と全然違うところで答弁だったので、再度確認します。

今、当然、一ツ瀬の事業内にいらっしゃるわけですよ。その方が要するに畜産に使う場合と畑地かんがいを使う場合とが違うんだよということを、使い方が違うんだよということを全然理解をされてない方がおられると。そういう場合、私なんかは議員をしていてこういう場合をわかっているから、その方にちゃんと言えたんですけど、でもその方はもともと農家をされてて、当然一ツ瀬パイロット事業でも負担金を払ったりいろんなことをしていきながらやっているわけですよ。おまけに畜産もされているわけですよ。そうなってきた場合に、畜産農家を使う場合は目的外使用で違いますよということを、ちゃんと言って説明をしておかないとその方はわからないわけで、いつでもどこでも配管すればいいぐらいにしか思っているんじゃない方だったんですよ。それを聞いたときに、私ちょっと気になったのは、どういう資料を啓発活動というか、そういうふうにしていらっしゃるのか、同じ水だから同じパイプで配水されている水だから、畑かんに使おうが畜産に使おうが関係ないんじゃないかというイメージを持っていらっしゃる方に、もう一度、再度しっかりと農家の方にその区域内の人に、違うんですよと、目的外使用の分はこうなんで

すよという説明をしてあげないと、私はいけないんじゃないかなというふうに思ったんです。私は説明しましたが、でも多分、首をこう余り振っていらっしゃったから、かしげていらっしゃったから、ひょっとしたら私の言ったことが理解できなかったかもしれないから質疑を行ったんです。そうしていかないと、やっぱり目的外使用をしている状況というのが、ひょっとしたら自分で勝手に自分のところに畑かんでつないでいる水を勝手に工事とかに頼んで畜産で使うとかいうことがひょっとしたらあるかもしれないじゃないですか。これは法違反になるんだけど、でもそういうことが法違反になるということをおね。例えば上水道でもあるじゃないですか。言ってみたら、上水道で自分で勝手にこうつないで中で工事して自分の中であって、勝手にこういろんなのに使っていらっしゃる。本当は水道の蛇口がこれだけしか認めてませんよって言ってるにもかかわらず、ちゃんと蛇口をいっばいつくってしまっている。だから水の出が悪いとか、近所の人はどうもあそこが水使っているときはうちが水が出ないんだよなっていうことが私たちに相談されるという状況が出てきているんじゃないかなというふうに思うんですね。だからいろんなことを考えたときに、皆さん自分で法律に違反しているということを理解しないで勝手にこう工事をしてしまっている人たちもいらっしゃるんじゃないかと、そういう方に対するやっぱり啓発活動というのをしっかりしていく必要があるんじゃないかということを今回質疑したわけですね。だからそのことに対して、どういう、これからやっぱりそういう人がおられたちゅうことは、恐らく初めて耳にされるんじゃないかなというふうに思うんです。でも私はそう聞いたときにびっくりしたんです。ちゃんと最初で説明しているはずなのに、もう忘れてしまったのかどうかというのが私にも理解できない部分がありますので、再度、そういった方々へ再度確認をとる必要があるんじゃないか、啓発活動をしていく必要があるんじゃないかということをお私質疑をしたわけですので、それに対して答弁をいただければ、私は専門的な答弁は要りませんので、済みません。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡部 忠士君） 産業振興課長。

失礼いたしました。只今の事案につきましてでございますけれども、私ども初めて耳にすることでございます。この件につきましては、関係市町、西都市、高鍋町、新富町、木城町の担当と、あわせまして土地改良区、また企業団とともに協議いたしまして、特に畜産関係の農家さん向けには何らかの、水のいろいろ種類がありますから、先ほど話した企業団の水、改良区の水、私どもの雑用水の水と、そういったところもどういうことで使えるのか、どういうことでは使えないのかというところを広報していけるように協議して、そういうパンフレットなりを作成できればというふうに考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第34号平成30年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算について質疑

を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第35号平成30年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第36号平成30年度高鍋町水道事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 3点ほど質疑します。ちょっとゆっくり言いますね。

水の確保と配水管について、問題は発生しないか。

貸倒引当金については、合理的な計算がなされているとのことですが、合理的な計算とはどういうことなのか。

漏水箇所点検を行うことでの利点は何か。年に何回ぐらいの頻度で行うのか。また、町ではなく個人住宅漏水に関して、住民の方から、業者を知らないし金額の目安もわからないとのことでした。この問題を軽く見ないで、住民サービスの一環として、何か方策がないかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。

水の確保と配水管につきましてでございますが、水につきましては、現在、老瀬浄水場は小丸川の伏流水、竹鳩浄水場は深井戸を使用しておりますが、どちらも現在のところ、十分な水量を保っておるところでございます。

次に、引当金の合理的な計算でございますが、ちょっと現在、詳しい内容がわかりませんで、また特別委員会のときに報告させていただきたいと思っております。

それから、漏水点検につきましてのメリットでございますが、漏水箇所を早目に発見することにおきまして有収率の向上が図れるということでございます。

それから、住民個人の漏水の発見につきましては、宮崎市とか大きいところにはそういう検査器具、検査員等が配置されているみたいですけど、通常の水道事業者におきましてはそういう職員も機材もございません。県内に1社だけそういう専門にやっている業者がおりますので、そこをお願いをするということで、まずは水道業者、そこは発見するだけの業者ですから、まずは水道業者をお願いをして、軽微な、もし簡単なところからの漏水でしたらもうすぐわかりますし、それでもわからないようであればそういうところを業者のほうから相談されるのがいいんじゃないかというふうにお答えしているところでございます。1件、場所にもよりますけど2万円程度のその調査費がかかるというふう聞いております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

以上で総括質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第9号から議案第10号及び議案第21号から議案第27号までの9件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号から議案第10号及び議案第21号から議案第27号までの9件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第11号から議案第20号及び議案第28号から議案第36号までの19件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計等予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号から議案第20号及び議案第28号から議案第36号までの19件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計等予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

正副委員長の互選を行いますので、議員の皆さんは第3会議室にお集まりください。

午後1時56分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

先ほどの特別会計等予算及び条例審査特別委員会の設置に伴いまして、正副委員長の互選が行われましたので、結果について報告します。

特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長に青木善明議員、同副委員長に津曲牧子議員がそれぞれ互選されました。

.....

○議長（永友 良和） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日は散会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時01分散会

.....